

(様式 4)

## 事業計画書

平成 17 年 2 月 10 日

横浜市長

所在地 横浜市神奈川区神大寺 3 丁目 1 番 12 号

申請者 法人名 財団法人 紫雲会

代表者氏名 理事長 須藤 照彦

### 1 事業計画

#### (1) 事業実施方針

- ア 横浜市施策と生活支援センターの関係に対する考え方（様式 4-A）
- イ 生活支援センターの地域に果たす役割（様式 4-B）
- ウ 利用者のサービス向上に対する考え方（様式 4-C）
- エ 指定管理料に関する効率的な執行の考え方（様式 4-C）

#### (2) 具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）（様式 4-D）

#### (3) 施設運営に関する計画

- ア 開館時間などの提案、休館日の設定の考え方（様式 4-E）
- イ 運営組織の構造（様式 4-F）
- ウ 必要人材の配置と資格等（様式 4-G）
- エ 収支予算書（様式 4-H）

#### (4) その他

- ア 地域協働・連携における実績（様式 4-I）
- イ 安全管理についての取り組み（様式 4-J）
- ウ 個人情報管理についての取り組み（様式 4-K）

### 横浜市施策と生活支援センターの関係に対する考え方

横浜市施策の一つに障害者プランがある。その基本理念である、障害者の自己選択と自己決定の実現を図る社会の構築を目指すためには5種類の社会復帰施設の他、地域作業所や医療機関、福祉保健センター等が社会の差別や偏見の是正に努めなければいけないと思う。特に、生活支援センターは地域に一番身近な施設として、その役割は大きいと考えられる。それは、支援センターを利用している障害者のみならず、全ての精神障害者が地域において安心して日々の生活ができ、自らの意思で生活を選択することが出来る社会を目指していかなければならない。そのような社会を実現するためには、すべての人が精神障害という疾病や特質に対して正しい理解を深めることができるように啓発、普及の活動を行っていく必要がある。もし可能であれば、学校教育の場にて、子供たちに対しての正しい理解と知識を伝えることが出来れば障害者に対する社会の見方が良くなるのではないかと思う。今後支援センターが主体となって調整し、各関係機関の協力のもと色々な学校での講習活動等が必要であると考えている。

新薬が次々に開発され、その効力が日進月歩の現状の中、精神障害者の就労についても考え方を変えていかなければならないと思う。以前に比べ、一般就労が可能な人が増えているのではないだろうか。そのような人には出来る限りその機会を与えてほしいと思うし、障害者自身も一般就労は無理だという固定観念を脱して欲しいと思う。そのためには、就労援助は専門機関につなげることも必要だが、本人に対する指導や講習等も充実していき、利用者本人の「やる気」や「自信」につなげていきたい。支援センターの中だけではなく、公共職業安定所や職業リハビリテーション事業等との連携による講習、あるいは個別の指導も出来ると考えている。

現在、横浜市精神障害者訪問介護事業等が実施されているが、支援センターはホームヘルパーの知識や資質の向上、また、精神障害者の現状をより身近に感じてもらうため、ヘルパー派遣事業者との連携や連絡会の実施等にも大きく寄与していくことも重要だと思う。それには、支援センター利用者だけでなく、身体や知的との重複のため利用することが困難な在宅者等に対しても積極的に現状を把握する努力が必要になってくる。平成12年度の試行事業から6年目に入ったが、未だにその事業自体を知らない当事者が多くいると思われる。より多くの人たちに浸透していくような策を支援センターは講じていくことも必要であろう。また、支援センター職員のケアマネージメント従事者としての参画、職員の知識・技術向上のため、講習や研修の積極的な参加が必要不可欠と考えている。

法人名	財団法人 紫雲会
-----	----------

(様式4-B)

生活支援センターの地域に果たす役割

生活支援センターは他の社会復帰施設中、障害者の立場からも援助者の立場から見ても最も地域生活に近い施設であると思う。障害者にとって自分の地域で生活していく上で一番暮らしにくいことは、自分の病気や障害のことを気にし、更に地域の人たちの目を気にしながら生活することかも知れない。しかし、一方では地域住民にとっては自分たちの身近に精神障害者が住んでいるとう不安や恐怖も少なからずあると思う。そういう偏見や差別は未だに存在することは否定できないだろうし、今後も簡単には払拭できないのが事実であろう。今のメディアは精神障害に対して批判的な報道をしたり、事件を起こした者が精神障害者であることが分かると、その事件そのものより、精神障害者であること自体を“悪”として報道していることも拍車をかけているのかも知れない。精神障害者というものをよく知らない人にとっては、そういう報道は恐怖心を増長し、自分の周りから排除したい気持ちになるのは当然のことだろう。支援センターはメディアに訴えることは無理だとしても、自分の周りの一番近い所から精神障害に対する正しい知識を理解してもらうことから始めていくことが必要であり、地域の人たちと障害者が何のわだかまりを持たずに共生できる社会を構築していく役割を担っている。その為には地域の人たちと係わる機会を作っていくこと、地域の人たちと共に何か出来ることを考えていきたいと思う。例えば、地域を対象にしたスポーツやレクリエーション、自治会行事等の参加や支援センターが主催する定期的な連絡会などに市、区の行政は勿論、民生委員や町内会長、青少年指導員等の参加を促し、間違った理解を少しでも緩和し、正しい理解と知識を提供していくことが必要であろう。また、支援センターという施設を精神障害者だけではなく、その家族、知人、または地域の人たち、地域の子供たち等が気楽に利用できる雰囲気にしていきたい。支援センターという施設が、地域の人たちに対しても門戸を開くことは、ひいては障害者と地域の両方にとっても役立つことにつながると考えている。

法人名

財団法人 紫雲会

### 利用者のサービス向上に対する考え方

支援センターのサービスは、食事サービス、入浴サービス、相談業務、各プログラム等は勿論のことだが、支援センターにおけるサービスの目的の第一議は、やはり障害者の自立と社会参加のための施設利用だと思う。支援センターは通所施設なので、利用者の殆どが地域で暮らしており、単身アパート、グループホーム、自宅、他施設、入院中の人と様々だが、利用者が地域で暮らしていくことに、より近い環境で、より生活イメージが沸きやすいようなサービスの提供というものが重要になると思う。利用者が何を目的に支援センターを利用するのかは、その人一人一人違う。援助する側も誰のためのサービスか、何のためのサービスなのか、それによって何を伝えていくのかを意識して、型にはめられたプログラム等の支援センター主導ではなく、利用者主導で考えていかなければならない。利用者がこういうことならやってみたい、また出来そうな気がするということを自己で考え、決定していく力を引き出して、本人に気づいてもらうことが、地域での生活に反映していくと思う。利用者の特質を把握し、何が得意なのか、何が苦手なのかを理解していくには、本人との面談、家族、他関係機関の連携等が重要であると考えている。

### 指定管理料に関する効率的な執行の考え方

支援センターは利用者に対して、最も地域生活に近い施設であるので、利用者、家族、医療、他関係機関とのカンファレンスや利用者宅への訪問相談等で外部へ出て行くことが少なくないであろう。施設内では、種々のプログラムや電話相談等の業務があり、スタッフ一人一人の業務は多様である。それ故、スタッフの資質、技術向上のため、研修や講習の参加を積極的に行う必要性等を考え、賃金や手当等の充実を最大限に図っていかなければならない。

運営に関することについては、限られた指定管理料を効率的に使用していくには、机上の考え方だけではなく、必要なものと無駄なものを現場側と共に検討し、意味のある管理料の使途を考えていく。また、「指定管理者制度」により、民間で提供が可能なサービス、例えば身体的に来所が困難な人に対してのホームヘルプや訪問看護や入浴サービス等も導入できると良いのではないかと思う。

法人名	財団法人 紫雲会
-----	----------

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）	
<① 精神障害者の社会復帰施設、自立及び社会参加のための施設の提供>	
<p>精神障害者が地域で暮らすことは、健常者が考えるほど簡単には行かないのが現状である。障害者一人一人のニーズをしっかりと把握し、何をもって自立なのかを考えていかなければならない。具体的に述べると、例えば、料理ができない利用者に対して、簡単な料理の方法を教え、自炊することも必要かもしれないが、利用者自身が支援センターでの食事サービスや可能な社会資源を利用して生活する手段を洞察できるようになることも自立と考えるべきだと思う。食事を提供すると共に自分で生活する意識を持つよう働きかけや相談をしていきたいと思う。それは食事だけに限らず、全てに通ずることである。</p>	
<p>社会参加に対しては、支援センターで行うプログラムや利用者で考えるプログラムの中に地域住民や地域ボランティアの参加の機会を出来るだけ設け、地域で主催される行事等への参加にも力を入れていきたい。また、ホームページを作成し、センターの内容や、利用者の声などを掲載していくことも考えている。</p>	
<② 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供>	
<p>入浴、食事の提供は支援センターの必須業務であるが、提供することだけがサービスであると考えてはいけない。それらを提供することの目的や意義を伝えていかなければいけない。食事の提供は栄養バランスを考慮することは勿論だが、食事をするという手段の選択、買物の練習や金銭感覚の把握、誰かと共同して調理すること等の意味を含んでいる。また、メニューも利用者が主体となり、共に考えることが出来ると良い。入浴サービスについては普段入浴がおっくうで、あまり入りたがらない人達に対して入浴を促し、最低限の清潔に対する常識を意識してもらうことも必要である。更に、入浴後の清掃は次の人のことを想い、他人の立場にたつて行う感覚を身に付けるように指導していきたいと考えている。その他、利用者の家族に対するサービスや他区支援センターで行っているパソコンや軽スポーツ等も他区の支援センターと連携、共同してやっていきたい。また、地域性を生かし、緑区ならではのプログラムを考え、実施していきたいと考えている。（食事、入浴サービスの料金等については既存の設定を準用）</p>	
<③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報提供>	
<p>既存の支援センターを見ると電話相談が圧倒的に多く、相談にならない相談も少なくないと思う。その対応に何名ものスタッフが係りっきりになると他業務に支障をきたすことも考えられる。電話相談に対しては内容がどの機関に一番適しているかを見極めた上で情報の提供に努めなければならない。勿論、センターで対応できる相談については、その場で解決することが利用者にとっては一番望ましいことだが、その中でも重要性のあるものや緊急性のあるものに対してはその機関に直接つなげることも必要になる。しかし、電話では上手く伝えることが出来なかつたり、スタッフが真意を読み取れなかつたりという可能性もあり、やはり相談の基本は直接来所してもらうことであり、来所が困難な人に対しては訪問することも必要である。また、複数のセンターで同じ人が同じ相談をしている、ということも多々あると思う。他機関の情報提供は情報だけで留まらず、その機関と充分連携していくことが重要であり、日常からの連絡や情報交換を行っていかなければならないと考えている。</p>	
法人名	財団法人 紫雲会

### 具体的事業実施方針(各業務の概要と取り組み方)

#### <④ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援>

従来の精神障害者の考え方は、地域の中では常に低く見られ、障害者自身も低い立場にあると確信していたのではないだろうか。これからは、同じ地域で暮らす者として、自他共に同等であるということを認識していかなければならない。出来ないことを出来るようしていくことだけに捉われず、出来ていることを積極的に伸ばしていくことが今後重要になってくる。利用者が、自分には何が出来るか、何が得意かを見つけ、それを何らかの形で地域に提供していくことを考えていきたい。例えば、隣に誰が暮らしているのか知らないというような昨今、しっかりととした挨拶をすることだけでも、自主的な活動の一つである。センターでは、そういった小さな、しかし大事なことも伝えていきたい。障害者であろうが健常者であろうが何か自信が持て、目標に向かっていくこと、更にその達成感が自主的な活動につながり、生活していく喜びにつながっていくと考えている。

#### <⑤ 地域における精神障害者との交流の機会の提供>

地域と精神障害者が上手く交流していくには、地域の人たちの偏見を是正していくことも必要だが、精神障害者自身が地域に参加するという意思を持つことも必要である。障害の特性として、新しいことに対しての受け入れが悪いことや、不安な気持ちが強いこともあり、自ら交流していくことは困難でないかと思われる。したがって、その交流の機会を提供する機関が必要である。支援センターは地域と障害者の両方の側面から接点を見出し、提供していくことが必要と考えられる。

具体的に考えられることとしては、その地域の行事(お祭りやスポーツイベント、バザー等)の積極的な参加、地域の学校プログラムの参加等により今までの“障害者は誰かに提供してもらう”だけでなく、“誰かに何かを提供していく”ことが出来るのではないかと思う。

#### <⑥ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援>

精神障害者の相談内容は一般的にはさほど重要ではないことが多いが、当事者にとっては今すぐに解決しなければ不安や悩みが継続してしまう。なるべくその場で解決できるような支援が必要だと考えている。相談の中には家族に絡んだことや、また、その家族からの相談も少なくない。漠然とした悩みや病状に絡んだり緊急を要することに関しては、それに適した他関係機関や医療機関へつなげることが重要になる。内容によっては即座に解決できるものと、場合によっては訪問して本人と家族と両方から話を聞いたり、状況を把握したりすることも必要である。日常から家族との交流を持つことも大切であり、家族交流会等の開催や、家族からの悩みや不安を受け付ける窓口を設けていきたい。種々のプログラムも当事者だけでなく、その家族の参加も促進していくことも良いことだと思う。家族に病気や障害に対する正しい知識と理解を提供していくことが重要である。また、家族のための相談会のような、同じ悩みを持つ家族対象の会を開き、他家族の成功例、失敗例などを話したり、聞いたりできるような場を設けることも考えていきたい。

法人名	財団法人 紫雲会
-----	----------

具体的事業実施方針(各業務の概要と取り組み方)	
<⑦ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業>	
<p>支援センター設置の目的は精神保健福祉法に掲げてあるとおり、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うと共に、他関係機関等との連絡調整を図ること、それによって精神障害者の自己決定と自立、社会参加を目的としている。病院デイケア、作業所を含め各社会復帰施設は利用者から見ると施設側から提供される事柄に対して受動的であるのに対し、支援センターはどちらかと言えば利用者自身が主体となる能動的な施設であると思っている。また、前述のように支援センターは精神障害者にとっては地域に一番近い施設と考えているので、障害者自身が地域で生活していく上ですべき事としなければならない事、できる事を自己決定し、自分で行動することができるような支援をしていかなければならない。</p> <p>そのことを充分留意した上で具体的に下記のように考える。</p> <p>①相談について… 相談室を入り易く、相談し易い雰囲気にする。また、秘密を保持できるように工夫し、病状関係の相談に対しては、顧問医が定期的に相談に乗れるよう曜日等を設定。</p> <p>家族同士の会や障害者同士のピアカウンセリングの場も設け、地域において長く生活している先輩の体験や考え等を聞くことも検討。</p> <p>相談においては、一人一人の個性、得意なこと、苦手なことを理解し、地域での生活の場において、暮らし易い方法を一緒に考えていく。</p> <p>相談業務の中に、項目を設定して（日常生活、食事、金銭使途、通所等）定期的な相談プログラムの実施。</p> <p>②連絡調整… 相談に応じて、どの機関につなげるかを考慮し、情報の提供と、場合によってはその場で関係機関に連絡し、面談その他の調整を実施。</p> <p>定期的に各関係機関、また他区支援センターとの連絡会等は必須で、複数の支援センターを利用している人がいることもあり、情報の共有も必要。</p> <p>年に1、2回程度で横浜市衛生局、他行政機関、地域の民生委員やボランティア、家族、利用者等での話し合い等も実施。</p> <p>③プログラム… 他センター既存のプログラムを参考にするが、なるべく利用者から意見を出してもらい、利用者のための、利用者によるプログラムを確立していく。また、緑区という土地柄を生かせるものを何か考えていく。例えば、市民農園などを借りての園芸療法の実施、音楽療法のこと、また、スポーツセンターも近いので、定期的な軽スポーツ等も考えていく。</p> <p>バスハイク等も他センターや通所先で、時期や場所が重複する場合も多いと思うので、利用者を交えて検討。</p> <p>④その他… パソコン講習は、プログラム内で実施するが、それとは別に、ホームページにセンター情報や、利用者のための掲載窓口を設置。</p>	
法人名	財団法人 紫雲会

(様式 4-D-④)

具体的事業実施方針(各業務の概要と取り組み方)

\* ①～⑦の記載について、スペース上、記載できなかった場合はこの紙にご記入ください。

この項目については、特にありません。

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

## 開館時間などの提案、休館日の設定の考え方

### <開館時間>

既存のセンターが午前9：00～午後9：00まで開館しているので、その時間に合わせて同時に設定したほうが良いと考えている。支援センターを利用する人たちは緑区だけではなく、他の複数のセンターを利用する人が多いと思う。例えば、ある区の支援センターが休館日であったり行事等で利用できなかったりすると他のセンターを利用する。精神障害者は各区の支援センターの開館時間がまちまちであると混乱してしまう人が多いのではないかと思う。

既存の支援センターの統計によると電話での相談が多いので、開館時間の前後1時間程度は電話のみの開設も検討していきたい。そうすることによって、早い対応が可能になることもある。

### <休館日>

現在設置されている支援センターは全て月曜の各週で休館日を設定している。既存のセンター4施設は横浜市の南部に近い地域であるのに対し、緑区はどちらかと言うと北部に近い。今後、都筑区、青葉区や港北区等に支援センターが開設されるのであれば、近隣地域で合わせて曜日を設定することが望ましい。その曜日については、地区単位で、南部地区は月曜日、北部地区は○曜日というように設定し、それが浸透すれば、今後新設予定のセンターの休館日も設定し易くなるし、利用者も混乱しないのではないかと思う。曜日については、地区的各関係機関（作業所や行政機関、医療機関）等と検討して、設定していくことが必要である。但し、土、日、祝日は他機関や医療機関が休日なので避けたい。また、休館日が祝日の場合は、他曜日に振り替える。

法人名	財団法人 紫雲会
-----	----------

## 運営組織の構造

要項によると配置できる職員は以下のとおりである。

センター長 1名

精神科ソーシャルワーカー 6名（常勤 3名、非常勤 3名）

無休化対応アルバイト 1名

調理アルバイト

嘱託医 1名

### <考えられる勤務体制>

勤務時間は（財）紫雲会の規定を準用し、8 時間 15 分（休憩 45 分）勤務とする。

勤務体制は、シフト制にして、早勤務と遅勤務とのローテーションを設定する。

常勤 3 名の勤務時間を開所時間が 9：00～21：00 とした場合、早勤務が 8：45～17：00、  
遅勤務が 12：45～21：00 の勤務時間とし、シフトを組んでいく。

非常勤の勤務は夕食サービスや午後の利用者が多いことを想定し、13：00 頃～20：00  
頃の間の勤務とする。

無休化対応アルバイトについては、常勤、非常勤の休日や事前に確定している出張、外  
出を勘案して、適宜に配置していく。

調理アルバイトは、主に夕食サービス時の買物や料理等の時間に配置し、場合によって  
は、利用者とのメニュー決め等の定期的ミーティングがあれば、含めて勤務時間とする。

嘱託医は、定期的に来所して、面談、相談等の業務なので、一番利用者の多い時間帯を  
設定する。

### <休日について>

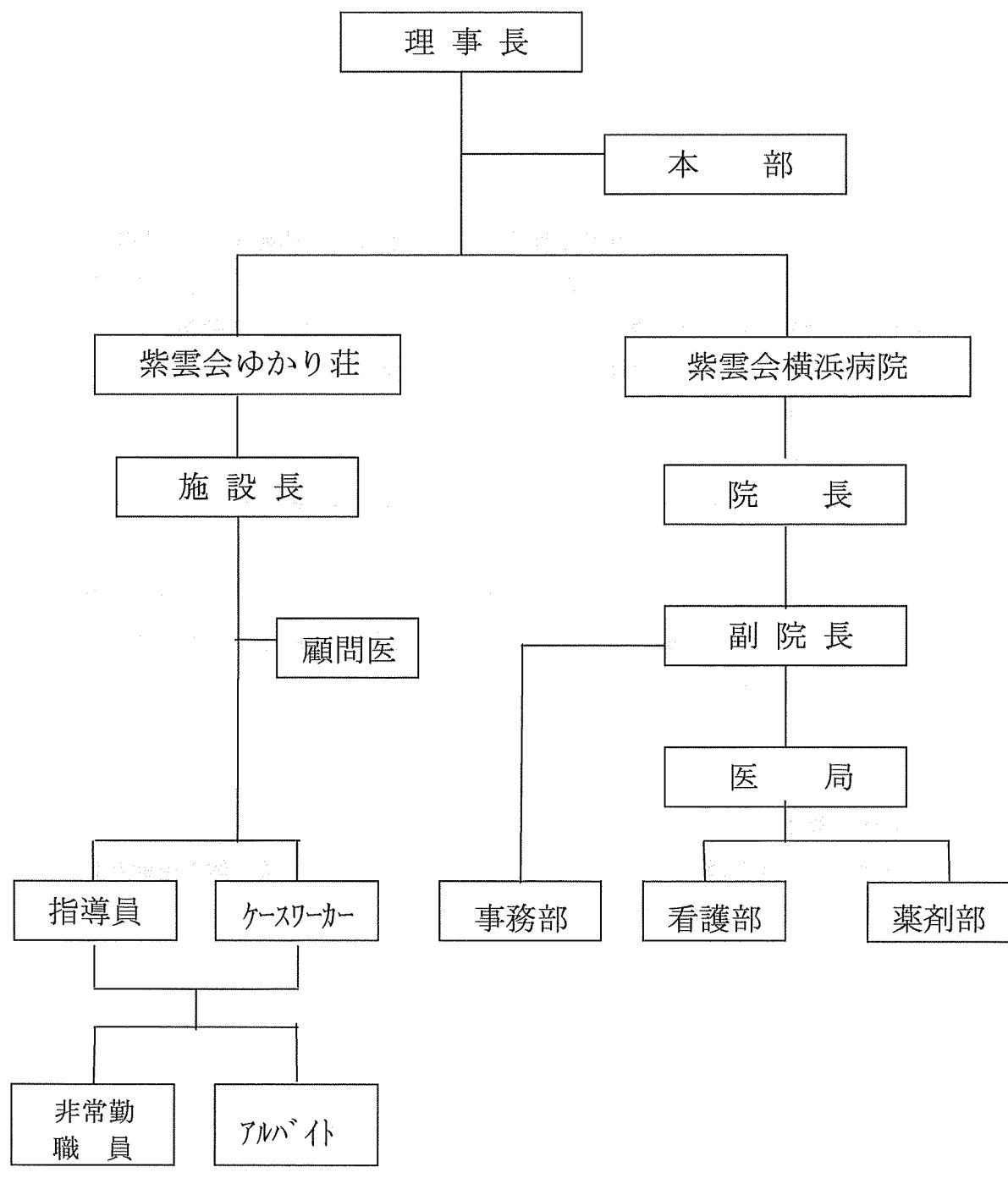
年間休日数についても（財）紫雲会の規定を準用し、年間 108 日とする。

休日はセンター長を含め、ソーシャルワーカーについては 4 週 8 休を原則とし、少なくとも  
1 週間のうち 1 回は休日を入れる。

法人名	財団法人 紫雲会
-----	----------

## 運営組織の構造

現在の紫雲会 組織図



法人名

財団法人 紫雲会

(様式4-G)

### 必要人材の配置と資格等

社会復帰施設は、精神科ソーシャルワーカーの常勤のうち最低1名は精神保健福祉士の資格を有することが、法律上の条件であり、必ず1名以上の精神保健福祉士を配置する。また、他の職員も有資格者が望ましいが、無資格者であってもそれと同等の知識、経験、意欲を持つものを配置する。

採用条件としては、資格の有無、経験等の考慮も必要だが、やはり人間性、利用者に対して親身になって接することが出来る者。更に知識、技能等の向上に意欲がみられる者、を重点に採用していきたい。面接は、複数の面接官が行い、主観と客観と両方から検討することが望ましい。アルバイトの採用についても同様に考えていく。

法人名

財団法人 紫雲会

(様式 4-H)

## 収支予算書

(単位:千円)

## 【収入】

科 目	金 額	内 訳
指定管理料	50,328	横浜市補助金
合 計	50,328	

## 【支出】

科 目	金 額	内 訳
人 件 費	40,591	
本 棒	13,680	
諸 手 当	9,755	
法 定 福 利 費	4,000	健保(介護)・厚生・児手・雇用・労働
賃 金	11,956	顧問医手当・非常勤職員3名・アルバイト職員の賃金
厚 生 経 費	1,200	健康診断・市社協共済掛金・退職積立金
施 設 管 理 費	6,009	
高 熱 水 費	1,600	電気・水道・ガス(管理部門)
管 理 運 営 経 費	3,709	事務用品・什器・コピー代・通信費・保険料・委託費等
雜 費	700	
運 営 費	3,728	
保 健 衛 生 費	350	常備薬品・衛生材料・救急時対応医療費等
教 養 娯 樂 費	1,200	各種行事・カラオケ通信費・新聞・雑誌等
日 用 品 費	120	洗剤・ペーパー類・タオル等
光 熱 水 費	1,500	電気・水道・ガス(利用者対象)
器 具 備 品 費	400	調理用什器・台所用品他
雜 費	158	
合 計	50,328	

法人名	財団法人 紫雲会
-----	----------

## 地域協働・連携における実績

紫雲会ゆかり荘では、地域協働、連携については以下のとおりである。

### <福祉保健センター、地域作業所等との連携>

利用者のケースカンファレンスを定期的に行う際、利用者本人、家族は勿論のこと、地域の福祉保健センター、障害者支援担当・保護担当ワーカー、通所している作業所等の職員等を交えて話し合いを行っている。(6ヵ月毎実施)

### <市内援護寮連絡会>

横浜市内の生活訓練施設（現在3施設）の横の連絡会を年1回実施し、職員間の交流と、事例等による勉強会を実施。

### <県精連生活訓練施設部会>

神奈川県内の生活訓練施設間の連携と情報交流、外部からの講師を招いての勉強会や連絡会等の実施。

### <地域関係機関連絡会>

地域の行政関係、衛生局精神保健福祉課、（以下神奈川区）社会福祉協議会、支援センター、福祉保健センター、地域民生委員、地域代表、地域小学校、作業所、医療機関、ボランティア等による連絡会を行い、ゆかり荘の現況と情報交換。（年1回実施）

### <神奈川区生活支援センタースタッフ連絡会>

神奈川区生活支援センター主催で、区内の精神保健福祉機関における情報交換を行い、各関係機関からの意見による問題解決や、事例研究等による勉強会。（年4回実施）

### <その他>

神奈川区長と利用者との話合いを実施（区長を囲む会）

地域中学校の社会学習（数名の中学生による見学と利用者を交えた話合い）

定期的に行う行事において地域ボランティアとの交流（神奈川区のスポーツフェスティバルやスポーツ普及委員参加によるスポーツ、ゆかり荘内の各種行事）

等

法人名	財団法人 紫雲会
-----	----------

## 安全管理についての取り組み

安全管理について、具体的には以下のとおりである。

1. センターの規則、ルールについて周知すること。…規則等の曖昧さが危険につながる。  
利用申込み時に書面を手渡し、説明等行うと共に掲示する。
2. 刃物、はさみ、カッター等の管理については置き場や使用時間等を決めておき、使用時と終了時に数量を確認するなどの事項を徹底する。
3. 非常口、消火器等の場所を日常から意識し、経路については分かりやすい方法で掲示するなどの措置を講ずる。
4. 防災訓練等の実施…消火器の使い方等は他に機会がないため、可能であれば、消防署による防災訓練を利用者対象で実施したい。
5. 災害時の避難場所、避難経路を常に把握し経路図等を掲示する。
6. 非常食の備蓄（5日分、50人程度）。
7. 喫煙コーナーを設け、非喫煙者に対する配慮を行う。
8. 入浴中の事故が起きないような配慮と、ある程度の使用時間を設定し、事故があった場合の対応を決めておく。浴室の非常時ブザー等の設置を検討。
9. スタッフに対する安全管理…相談室の非常時ブザー等の設置

等

法人名	財団法人 柴雲会
-----	----------

### 個人情報管理についての取り組み

職員には守秘義務があり、如何なるときでも知り得た個人情報を漏らしてはいけない。これは法律でも決められており、勤務中であっても、勤務外であっても、退職後であっても外部に漏らすことは許されない。このことは、全スタッフに周知徹底する。

しかし、他機関や職員間の連携を図る上では、最低限の情報の共有は必要な場合がある。ただし、その場合でも利用者の承諾は必要であり、出来れば同意書のようなものがあれば良い。

更にその情報の管理には、細心の注意が必要で、個人の資料や相談内容の記載には利用者の立ち入らない場所で作成し、個人ファイル等はスタッフの机等に置くことは避け、鍵のかかる書庫等に保管し、外部への持ち出しは厳禁とする。やむを得ず情報を持ち出さなければならぬ場合は、氏名や住所等を伏せるなど特定できる可能性がないよう措置を講ずる。また、コンピューターに保存する場合においても外部の人が見ることの出来ないような措置を講じていく必要がある。このことは、常勤、非常勤、アルバイトや調理スタッフにおいても徹底し、一人一人が常に意識をしていなければならない。

また、相談室においても声が外部に漏れないように工夫し、利用者が不信を抱かないように注意する。

法人名	財団法人 紫雲会
-----	----------